

消費生活むろしま

（公社）広島消費者協会会報

発行日 令和3年12月15日
 発行 （公社）広島消費者協会
 広報紙編集委員会
 発行部数 1200部
 広島市中区基町6-27
 アクア広島センター街8階
 広島市消費生活センター内
 TEL・FAX (082) 225-3320

令和3年 公益社団法人広島消費者協会通常総会

日時：令和3年6月25日（金） 13:00～13:50

場所：広島商工会議所 101号室

- 議題： 1 令和2年度事業報告
 2 令和2年度決算報告
 3 理事の選任

本協会通常総会が実施された。昨年に続くコロナ禍の状況で、定款に規定する必要最小限の総会であった。例年、総会後に開催していた講演会も中止とせざるを得なかったことは惭愧の念に堪えない。その中にあっても、消費者庁主催の「令和3年度ベスト消費者サポーター章」を川本季子副会長が受賞され、表彰状の伝達を行うことができたことは数少ない慶事であった。

議題については満場一致にて上記が承認された。理事の選任については、榎野浜子氏が新たに選任された。



消費者庁「ベスト消費者サポーター章」が広島市消費生活センター藤本忠承所長から伝達される

会長挨拶（一部抄出）

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大にかかり、総会後の講演会の実施も見合わすことになりました。それにも関わらず、ご来賓の広島市消費生活センター藤本所長様、会員の皆様方には、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この一年を通して、本会の関わる社会的事象は非常に多岐に亘っていることがわかりました。例えば食品偽装、食品ロス、消費者被害、少子高齢化、人口減少、情報化、農業、エネルギー、公共交通、SDGsなど、これらは消費のみに関わるのではなく、まさに私たちの生活に関わることでそのものであると言えます。私たちが安心して暮らせる環境の構築が本会の存在意義と言えるのではないかと感じています。

そのような視点から見えることは、本会は、非常に多くの多岐に亘った様々な領域に対して研究することが可能で、それぞれグループを作って活動することができるという利点を有しているということです。どうぞ会員の皆様、お

友だちを誘い合わせて、いろいろなテーマで議論を活発化させ、発信していこうではありませんか。私たちが活動をとおして成就感、達成感、自己肯定感を持つこと、それが結果として社会に効用をもたらすということこそが、広島消費者協会の公益社団法人たる所以なのではないかと考えています。

本会の役割を再認識し、引き続き、皆様方のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年6月25日

公益社団法人 広島消費者協会会長 栗原 理



令和3年度 運動方針と重点事業

運 動 方 針

- 1 消費者の権利確保のため、国、自治体、事業者との相互理解を深め、積極的な情報開示を求めた取り組みを強化する。
- 2 SDGsに取り組み、ライフスタイルを見直すとともに、調査研究や監視機能を高め、消費者の知るべき情報を積極的に発信する。
- 3 暮らしの中で起こる消費者問題に対し、情報を選択する確かな目を養い、自ら判断し行動する「消費者力」を高める。
- 4 人材の発掘と育成を目指し、会員以外の人たちに協会活動への積極的な参加を呼びかけ、地区活動の充実と組織の活性化を進める。

決 議 事 項

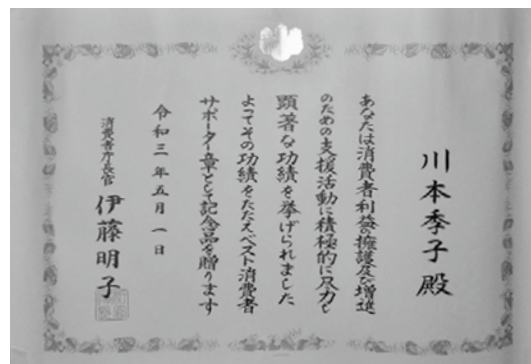
- 1 国、自治体、事業者との積極的な対話をととして、相互理解と信頼に基づく活動を展開しよう。
- 2 暮らしの安全を見直すとともに、「もったいない」を常に心がけ、環境に配慮した消費生活を送ろう。
- 3 地区情報紙やweb サイトをととして、魅力ある活動を積極的に情報発信し、活動の輪を広げよう。
- 4 地区活動や研究グループをととして、人材を育成するとともに、他団体との連携を深めよう。

令和3年度各地区の活動目標

地区	地区名	活 動 目 標
中区	千田	地区活動の充実により会員の拡大に努めるとともに、地域各団体とのコミュニケーションを図り、活動を一般市民に深く広める。
	十日市	会員の消費者力を高めるため、生活に役立つ講座の受講や地区会員の交流の充実・活性化を図る。
東区	戸坂	小人数ではあるが、充実した協会活動に努める。
南区	仁保	暮らしに役立つ出前講座の受講や料理講習会の実施により消費者力を高める。地域の他団体との連携を通して地区活動の充実・活性化を図る。
	宇品	従来からの会員は高齢化し体力の衰えなどにより退会を余儀なくされる一方、新しい会員もなかなか増えないため会員は減少の一途である。今の時代、昔のように井戸端会議をする機会も場所もなく、スマホの世界に他人との繋がりを求める世代にどのように対処していけばよいのか、難題だ。 会員同士が地道に話し合いをして、多発する詐欺事件なども結局は消費者問題として理解してもらえよう努力していきたい。
西区	観音	生活に役立つ出前講座の受講や、研究グループの存続で地区の活性化を図り、消費者力を高めて会員の増加に繋げるよう努める。
安佐南区	西原	地区活動の内容を充実して一般消費者にも活動の輪を広げ、会員の拡大に繋げる。
	伴東	地区活動を充実させて、会員の拡大に繋げる。
安佐北区	可部	地区活動の内容を充実し、会員の消費者力を高め、消費者問題に関する情報を収集し提供する。地域の各団体と交流を図りながら会員の増加に繋げる。 会員の希望に沿った事業を展開する。
安芸区	安芸	地区活動を充実させて、会員の拡大に繋げる。

令和3年度消費者支援功労者表彰

消費者利益の擁護及び増進を図るために消費者支援活動に顕著な功績のあった個人等を表彰する「令和3年度消費者支援功労者表彰」において、本協会副会長の川本季子さんが「ベスト消費者サポーター章」を受賞された。川本さんは、本会会員として43年間にわたり消費者問題に関する活動を続けておられ、平成19年6月に副会長に就任されてからは、卓越した指導力を発揮してこられた。また平成18年から広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会委員長を務め、地域一体でレジ袋削減を展開し、抜きん出た成果を残されている。その他、広島市廃棄物処理事業審議会委員、広島市市営住宅審議会委員などの公職を務められている。



消費者啓発 in マツダスタジアム

広島市や広島消費者協会などの6団体で構成される広島市消費者月間事業実行委員会では、令和3年7月12日（月）に広島東洋カープと中日ドラゴンズとの試合が開催されたマツダスタジアムにおいて、消費者トラブルの防止を目的に、カープ応援うちわに消費生活センター及び消費者出前講座について周知すべく印刷し、観戦者に配付した。

また、試合前や試合中に球場内大型ビジョンで悪質な情報商材の注意点や相談先についての消費生活被害防止PR動画が放映された。



広島中央卸売市場「魚霊祭」

日 時：令和3年10月12日（火）7:00～8:15

場 所：広島市中央卸売市場水産棟
広島市西区草津港1丁目

主 催：広島市中央卸売市場水産物部協議会

広島市中央卸売市場（同市西区草津港1丁目）で10月12日、魚霊祭が執り行われた。市場関係者や仲卸業者らが参列し、早朝の競りが終わった午前7時から粛々と進められた。本会からは会長が出席した。草津八幡宮欄宜による祝詞奏上、巫女舞が奉納され、魚貝の霊をなくさめ海の恵みに感謝した。また祭祀の後、同市場水産物部協議会山本英治郎会長らが豊漁を願って活魚（鯛）を栈橋から放流した。

あいさつに立った山本会長は、「コロナ禍により飲食店の需要が低迷し、業界は大変厳しい状況にある。年末年初に感染が再燃しないことを願っている」と不安げに語った。



魚霊祭で恵みに感謝、豊漁を願う

広島ガスとの定例懇談会

日 時：令和3年11月10日（水）12:50～16:30

場 所：海田バイオマスパワー（株）
安芸郡海田町明神町2番118号
広島ガス海田基地内

主 催：（株）広島ガスおよび本会

参加者：広島ガス4名、海田バイオマスパワー4名、
本会20名

昨年度の同社との定例懇談会では講義形式でバイオマス発電について学習をしたが、今年は海田バイオマスパワー（株）に伺い、実際に発電所を見学することができた。

同社は、広島ガス株式会社と中国電力株式会社との共同出資により、海田発電所の建設、運転、保守および電力の販売を目的として、2017年10月に設立された。2021年4月1日から運用されている。最大発電出力は11万2千KWと、約3万戸の一般家庭の電力を賄う能力をもつ。

バイオマスとは、植物や生物から得られた有機物を活用する再生可能エネルギーのことである。バイオマスはいろいろな分野で使用されているが、生物由来で安定した供給量が確保できることから、発電の燃料としても適して



事業者との相互理解

いる。海田発電所では、バイオマス燃料の中でも、林地残材や製材工場端材など、木を素材とする木質系バイオマス燃料を主に使用し、熱量約20%の石炭とともに混焼している。主に広島県内産の未利用木材などの「木質チップ」や、未利用木材および製材時の端材などを円筒形に圧縮した北米産の「WP（ホワイトペレット）」、東南アジア産のアブラヤシの殻である「PKS（パーム椰子殻）」を燃料として使用している。その比率はそれぞれ重量にして5万トン、25万トン、10万トンである。熱量ベースにして木質チップ5%、WPとPKSを合わせて75%、石炭20%である。



樹木は大気中のCO₂を吸収し、成長する。成長した木は伐採され木材として使用される間は、内部にCO₂をとどめ、廃材となり燃やされるとCO₂を発生する。吸収したCO₂と発生したCO₂の総量は同じであることから、木質系バイオマスはカーボンニュートラルな燃料として、低炭素社会の実現に寄与するとされている。

同社ではタービンを回転させるための蒸気を発生させるボイラとして、「循環流動層ボイラ」を採用している。大容量かつ高効率、広い燃料種に対応が可能であり、林地残材等の未利用木材や海外の木質系バイオマス等を高い混焼割合で活用できる。また、炉内温度が低いため、大気汚染物質であるNO_x（窒素酸化物）の排出量を抑えられる。環境への配慮として、広島県からの工業用水を利用した循環冷却方式の冷却塔を採用することで、海水の取水や冷却後の多量の排水を排出しない設備とされている。

当日は小雨が降ったため、足元が滑りやすく、残念ながらボイラ棟の上階に上がることはできなかったが、タービン棟内を見学することができた。協議においては参加者から積極的に質問が出された。昨年の定例懇談会でバイオマス発電について講義形式で学習しており、この度が言うなれば「復習」であったせいも、バイオマスの国産木質系チップの比率に関してや、専焼バイオマス発電と混焼バイオマスとの違いについてなど専門的な質問から、県内産木質チップの使用を要望するなど、日頃の各支部での議論を映したような熱心な質疑応答があった。

産地視察交流事業

日時：令和3年11月29日（月）9:00～16:30

場所：トレッタみよし

三次市東酒屋町438

奥田元宋・小由女美術館

三次市東酒屋町10453-6

参加者：39名

新型コロナウイルス感染予防のため、密にならぬようバス2台に分乗し、会員39名が三次市酒屋地区に出発した。三次ICからバスで4、5分のところに酒屋地区がある。ここにはトレッタみよしを始め、みよし運動公園、奥田元宋・小由女美術館、市立三次中央病院、広島三次ワイナリーなどの都市施設が集積している。今回は、次の2施設に絞って訪問した。

三次市農業交流連携拠点施設（トレッタみよし）は2014年から、

株式会社広島三次ワイナリーを公の施設指定管理者として経営されている。三次市内で生産された農畜産物やその加工品等を消費者に提供することとおして、生産者と消費者の「交流・体験・情報発信」に取り組み、地域産業の振興を図ることが目的である。顧客は地元の方が3割、残りは市外から来られるという。店舗を兼ねたレストランもある。地元野菜中心のメニューは好評のようだ。店舗の前に、およそ40坪弱の小さな圃場がある。今年の6月まで経営をされており、現在では出荷者として参画する元廣修氏は、当初の計画である花壇を圃場に変え、季節の野菜を中心に栽培をし、農業の見え



消費生活情報発信しよう

る化を果たしたという。レストランで言えば、まさにオープンキッチンさながらである。この7年間で順調に右肩上がりの黒字を果たしているという。

三次市には「奥田元宋・小由女美術館」、「市立三良坂平和美術館」、「市立美術館あーとあい・きさ」の3美術館と「市立吉舎歴史民俗資料館」があり、それらは市を代表する文化芸術・歴史展示施設である。(公財)奥田元宋・小由女美術館はその名を冠した美術館の管理運営ならびにその他3館の指定管理者となっている。同美術館は、日本画家の奥田元宋と人形作家の奥田小由女の日本でも例を見ない夫妻の名を冠した美術館である。日本画の「平面」と人形の「立体」という異なる芸術様式にご夫妻のありようが投影されている。奥田元宋氏は昭和59年に、小由女氏は令和2年にそれぞれ文化勲章を受章されており、夫妻での受章は例がないものという。

当日は「奥田元宋・奥田小由女の世界第3期」常設展とともに、絵画制作なども手掛ける歌手の藤井フミヤさんの水彩、油彩、アクリル画、ボールペン画、それから切り絵、針金細工による造形絵画などを鑑賞した。

また、広島女学院前理事長の黒瀬真一郎同美術館理事長によるご挨拶をいただいた。この半世紀にわたる先生の平和に対する情熱が伝わるものだった。芸術に言葉は不要で、平和を求める有効な手段であるということを感じた。



広島市消費生活出前講座

日 時：令和3年10月8日（金）10:15～11:15

場 所：講師自宅からオンライン

実施団体：社会福祉法人広島市社会福祉協議会

市民後見人とは、判断能力が十分でない方を支援する、家庭裁判所から選任された地域の一般市民である。市社会福祉協議会では広島市からの依頼を受け、市民後見人養成研修を実施している。この度は同協議会から本協会に対し同研修への講師派遣の依頼があり実現した。この取り組みは、今後の高齢化社会で増え続ける認知症患者に対し、専門職後見人のカバーできない住民視点による支援を目的としたものである。後見業務の知識や能力を補い高め、地域における権利擁護の担い手を養成していくための欠く事のできない取り組みである。

消費生活出前講座はコロナ禍により中止や延期が相次いだものの本年4月から10月まで15回の講師派遣を行なっている。この度は、昨今のCovid-19の感染状況を踏まえ、オンラインによる研修という、受講者にとっても講師にとっても初めての体験であった。パソコンを睨みながら講習を行うのは慣れないこととはいえ、今後の研修会、講習会のあり方を考える良い機会となった。



- 講演内容：1. 人はなぜ騙されるのか？ 高齢者の特徴と不安の3Kの説明
 2. 最近多い事例を紹介
 3. 見守り活動者向け高齢者や障害者等の消費者トラブル防止ハンドブックから
 4. 気づきのチェック項目→発見時のフローチャート→声かけの方法
 5. 契約とは？ クーリングオフについて説明後、クーリングオフできる？できないクイズ
 6. 消費者契約法の説明後、消費者センターの役割
 7. 心理チェックと断り方、188について

消費者大学

テーマ：「消費者力を獲得する」

実施期間：令和3年10月31日(日)～12月19日(日) [全8回]

場所：広島市消費生活センター研修室（広島市中区基町6番27号 アクア広島センセンター街9階）

主催：広島市消費生活センター【実施主体 広島消費者協会】

参加者数：15名

昨年度は残念ながら実施することができなかった「消費者大学」だが、今年度は新型Covid-19の感染状況に配慮しながら、現在のところ全8回の講座を開講中である。今年度のテーマは「消費者力を獲得する」とし、平日には仕事などで受講することのできない方も気軽に受講できるよう日曜日の開講とした。ただ残念ながら多くの希望者がありながら、Covid-19感染対策のため研修室定員の二分の一の定員を設けざるを得なかった点である。講座内容等、スケジュールは右のとおり。

回	日 時	内 容	講 師
1	10/31 (日) 13:30～13:40 13:40～15:30	オリエンテーション 消費者の役割（消費者問題、消費者行政など）	広島市消費生活センター 所 長 藤本 忠承 氏 消費生活相談員 河内 昌子 氏
2	11/7 (日) 13:30～15:30	契約（契約の基本、関連法、クーリング・オフ、トラブルの多い商法など）	鯉城総合法律事務所 弁護士 原田 武彦 氏
3	11/14 (日) 13:30～15:30	インターネット（インターネット取引、電子契約、パソコン・スマートフォンのセキュリティ対策など）	我妻法律事務所 弁護士 清水 正之 氏 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター（IPA/ISEC）企画部 セキュリティ支援グループ主幹 石田 淳一 氏
4	11/21 (日) 13:30～15:30	生活設計（金融商品、保険、決済方法、税金、多重債務、相続・遺言など）	広島県金融広報委員会 金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー）倉橋 孝博 氏
5	11/28 (日) 13:30～15:30	衣生活（繊維と布の種類、衣服の管理、クリーニング、表示、安全性など）	広島女学院大学人間生活学部生活デザイン学科 准教授 橘崎 久美子 氏
6	12/5 (日) 13:30～15:30	食生活（健康と栄養など）	広島市健康福祉局健康推進課 主任技師（管理栄養士）高村 恵 氏
7	12/12 (日) 13:30～15:30	くらしの安全（製品安全4法、リコール、製品事故など）	中国経済産業局産業部消費経済課製品安全室 製品安全専門職 室賀 渉 氏 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE） 中国支所長 東瀬 貴志 氏
8	12/19 (日) 13:30～14:30 14:30～15:10 15:10～15:30	環境（地球環境、環境政策、エネルギー、循環型社会、環境と暮らしなど） 広島消費者協会懇談会（消費者大学講座、活動について） 修了式	広島県環境県民局環境政策課 主査 沖本 真朗 氏 公益社団法人広島消費者協会理事

研修会・地区活動

令和3年度 地区活動等

可部地区

テーマ：みんなで防ごう悪徳商法

日 時：令和3年11月18日（木）10:00～12:00

場 所：可部公民館

講 師：行政書士 廣本啓一 氏

参加者：18名



DVD視聴後、だまされやすい心理チェック10項目を各自チェックした。○印が多いほど、消費者トラブルに合う危険度が高い傾向があるという。再勧誘の禁止について、詳細に話をいただいた。「送りつけ商法」R3年7月6日以降の取引が改正された。これらの新情報を学ぶことができた。

7か月間新型コロナウイルス感染症拡大によって地区事業が中止されたため、参加者全員に身近で分かり易い、楽しい講座だったと喜んでいただいた。今後は学んだ情報を共有し消費者被害の未然防止に努めたい。

リユース研究グループ

テーマ：①クラフトテープで作るかご

②杉綾テープを組んだ座布団

日 時：令和3年8月4日（水）10:30～14:30

場 所：広島市消費生活センター研修室

参加者：4名

6月は、コロナで中止していましたので、今回クラフトテープの
かごも作りました。

参加者の方は、コースターを作られました。良いものができて使
うのが楽しみだとおっしゃっています。



テーマ：干支のぬいぐるみの置物

日 時：令和3年10月27日（水）10:30～14:30

場 所：広島市消費生活センター研修室

参加者：6名

干支の寅のぬいぐるみの置物

毎年干支のぬいぐるみの置物をつくっています。参加者の
方は毎年楽しみにしています。

可愛くも凛々しい寅ができ上がり、みなさんがとても喜ん
でくださいました。参加者の声を拾うと、「皆さんと、とても

楽しく、可愛い寅ができ上がりました。今から正月気分です。今回で干支づくり2度目ですが、有意義な時間でした。」「ひとつひとつ、教えてもらいながら楽しくできました。久しぶりに汗をかく程集中して、揃って手仕事もいいものです。続きは家で独りががんばって、次の回にはごひろうしますね。」「楽しくできました。去年につづいて2回目ですが、たのしみです。」「久しぶりに集中して来年の干支の寅を作り、楽しい時間を過ごしました。」などの声がありました。

行政ニュース

広島市植木せん定枝リサイクルセンターの廃止

広島市では、SDGsが2015年の国連サミットで採択される以前からゼロエミッシ
ョンシティを標榜し、可燃ごみの減量化・資源化のために、街路樹、庭木などの植木
せん定枝を回収、リサイクルすることにより、平和大通りなどの土壌改良剤として
活用していた。筆者は2011年11月に学生を引率しインタビューを通して市のSDGsに
対する姿勢を学んだ。市民は一定の要件に従いせん定枝を持ち込み、不断の努力が



せん定枝を裁断する

公益に適うものとして協力を
してきたが、残念ながら
本年の11月末日をもって受
け入れ終了となった。

市環境局に聞き取りを
行ったら、①同施設処
理能力は年間約6,000tに
対して、現在の搬入量は約
1,000tに留まっている、②一般廃棄物最終処分場移転先
の佐伯区湯来町恵下埋立地では、遠隔地のため業務効率が
落ち、事業者は本市焼場や民間施設への搬入を希望してい
ることから、市中心部から遠隔地となる同埋立地への併設
は見送ることとなった。

お知らせ

植木せん定枝リサイクルセ
ンターが廃止となります

来年3月31日(木)で同施設が廃
止となります。せん定枝の受け
入れは11月30日(火)までです。受
け入れ終了後は、50㍍以下の長
さに切り、束ねて市焼却工場へ
搬入を。(直径が生木で5㍍以下、
乾燥木で10㍍以下に限る)
園業務第一課 ☎504-2219、☎
504-2229

8/15付「市民と市政」

またりサイクルには約5,000㎡の用地が必要であり、たい肥化の過程で発生する臭気の問題もあり、代替地は見当たらなかったとのことであった。

しかしながら、市webページによる周知（7/1）から約4ヶ月、「市民と市政」から約3ヶ月で受け入れ終了とはあまりにも急な告知と言わざるを得ない。また世界がSDGsの目標に向かっている中で、市は両立し難い政策を迫られているといえよう。

（文責、栗原）



裁断されたチップは数ヶ月かけて発酵する

（株）ププレひまわりに対する景品表示法に基づく措置命令

（令和3年6月11日）

消費者庁は、6月11日、株式会社ププレひまわりに対し、同社が供給する「ウイルオフストラップタイプ」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行なった。これは、「様々な使用シーンに合わせて開発した除菌剤」、「ウイルオフ」、「【ストラップ式】消費者庁公認の首掛け式ウイルス除去剤お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌に。」並びに本件商品を首から掛けている人物の画像と共に、「オフィス」及び「外出時」と表示することにより、あたかも、本件商品を身に着けることで、様々な使用シーンにおいて、身の回りの空間のウイルスを除去又は除菌できる効果が得られ、当該効果を消費者庁が公認しているかのように示す表示をしていた。そこで消費者庁は（株）ププレひまわりに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたが、同社から提出された資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

（消費者庁、公正取引委員会、“News Release”、令和3年6月11日から抜粋）

編集後記

昨年初頭から、新型コロナウイルス（Covid-19）の蔓延により、今年度においても私たちの活動が大きく制約を受けました。昨年度同様、多くの事業が中止せざるを得ない状況に追い込まれた中で、人数に制限は設けたものの、消費者大学の開講には一筋の光を見ることができました。また産地視察交流会についても目的地を県北部の三次市と定め、同市の農業振興、文化行政を学ぶことができました。広島市市民後見人養成研修への参画においては初めての試みとしてオンラインによる研修会を実施しました。コロナ禍を奇貨とし、これまでの事業の見直しを行うことをとおして、次代につながる有益な活動となるよう願っています。

会員の皆さま、どうぞお誘い合ってご参加くださり、会勢の拡大を図ることをとおして、課題を発見し、これらを持ち寄り検討し、解決のできる会としていきましょう。

あなたも消費者活動に参加してみませんか。会費は1,000円（年）です。

問合せ先 公益社団法人 広島消費者協会 事務局

730-0011 広島市中区基町6番7号 広島市消費生活センター内

TEL (082) 225-3320 eMail: hirosho@violin.ocn.ne.jp

